

一般財団法人 神奈川県社会保険協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人神奈川県社会保険協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市中区に置く。

2 この法人は、必要な地に支部を設置することができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、神奈川県下における健康保険・厚生年金保険等各種社会保険制度の被保険者及び被扶養者(以下「被保険者等」という。)の福利を増進し、社会保険制度の普及発展及び事業の円滑な運営に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行うものとする。

- (1) 社会保険制度の普及宣伝事業
- (2) 被保険者等の福利増進事業
- (3) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員の資格)

第5条 この法人に会員を置く。

2 この法人の会員は、神奈川県下における健康保険法及び厚生年金保険法の適用を受ける事業主とする。

3 この法人の目的に賛同し、入会しようとする事業主は、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

(会費)

第6条 会員はこの法人の運営の経費に充てるため、会費を負担するものとする。

2 前項の会費に関して必要な事項については、別に定める。

(退会)

第7条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、退会することができる。

2 会員は、会費を引き続き2年以上納入しないときはその資格を喪失する。

第4章 財産及び会計

(基本財産)

第8条 この法人の目的である事業を行うために必要な財産は評議員会で定めることとし、これをこの法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければ

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第13条についても適用する。

(解散)

第39条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人は、剰余金の配分を行うことができない。

2 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年六月二日法律第四十九号)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年六月二日法律第五十号)第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年六月二日法律第五十号)第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第9条の規定にかかわらず解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は 飯田 昌興 とする。

附 則

この定款の一部変更は、平成28年5月1日から施行する。